平成２４年（フ）第２０４号
兵庫県川西市寺畑１丁目５番12号101
債務者　小島　　剛
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２１４号
兵庫県宝塚市野上６丁目１番２号カーサブランコ210号室、前住所兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目５番２―1202号
債務者　小山　英明
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第９３号
千葉県鎌ケ谷市南初富５丁目７番29―108号
債務者　堀　　文子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３８６号
千葉県柏市柏５丁目８番18号　スズキビル
債務者　鈴木　政行
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３８７号
千葉県柏市柏５丁目８番18号　スズキビル
債務者　鈴木眞佐子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４５１号
千葉県流山市野々下３丁目758番地の22
野々下グリーンハイツ102
債務者　佐久間豊彦
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４５６号
千葉県我孫子市湖北台７丁目２番３―508号
債務者　鈴木　澄子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４６７号
千葉県柏市かやの町２番15号　佐伯コーポ201号
債務者　朝妻　　大
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４８０号
千葉県松戸市高塚新田204番地の38
債務者　坂下　静江（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４８４号
千葉県松戸市古ケ崎１丁目3063番地の８
債務者　永井　まり
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４８８号
千葉県柏市十余二254番地822
債務者　島田　裕太
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４９２号
千葉県柏市藤心５丁目14番21―103号
債務者　井上　耕兵
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４９３号
千葉県柏市藤心５丁目14番21―103号
債務者　井上ひとみ（旧姓深山）
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４９６号
千葉県流山市加１丁目13番地の２　ソレアードパティオⅡ―102
債務者　保科　　愛（旧姓古本）
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５２８号
千葉県野田市木間ケ瀬3920番地５
債務者　千葉由里子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５２９号
千葉県野田市木間ケ瀬3920番地５
債務者　千葉　作夫
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５３９号
千葉県野田市東宝珠花198番地３
債務者　加藤　　至
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部